

高島圏域介護・障害施設・事業所における 新型コロナウイルス感染症対策セミナー

令和2年8月26日(水)

13:30~15:00

15:30~17:00

高島健康福祉事務所(高島保健所)

1、標準予防策

—自分が感染しないウイルスを広げない—

標準予防策

◇すべての人の **血液** **分泌物 嘔吐物 排泄物** **すべての体液**
傷のある皮膚 **粘膜** は、感染する危険性がある物質とみなして対応する。

標準予防策の実践項目

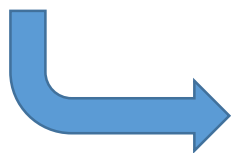
- ① 手指衛生
- ② 個人防護具(手袋、ガウン、マスク、ゴーグル、フェイスシールド)
- ③ 呼吸器衛生／咳エチケット
- ④ 利用者さんの配置
- ⑤ 利用者さんのケア用品、器具／機材の取扱い
- ⑥ 環境整備
- ⑦ リネン・洗濯物の取扱い

ウイルスを持ち込まないために

◇新型コロナウイルス感染症は、発症の2日前から感染する可能性があり、8割の患者は軽症であるため、施設内にウイルスを持ち込んでしまう可能性を否定できない。

➡ 施設内立ち入りを制限し、リスクを低減

例えば、、、



面会の制限	オンライン面会、窓越しの面会、戸外で距離を保つての面会、居室ではなく相談室で面会など
看取りの際などの面会時	面会者の体調を記録し、サージカルマスクを着用、手指衛生を徹底して、必要最小限の時間のみ入室
事業者の立ち入り制限	物品の受け渡しは玄関など限られた場所で行う。 外部サービスは、体調を確認の上、マスク、手指衛生を励行し、必要最小限の時間のみ

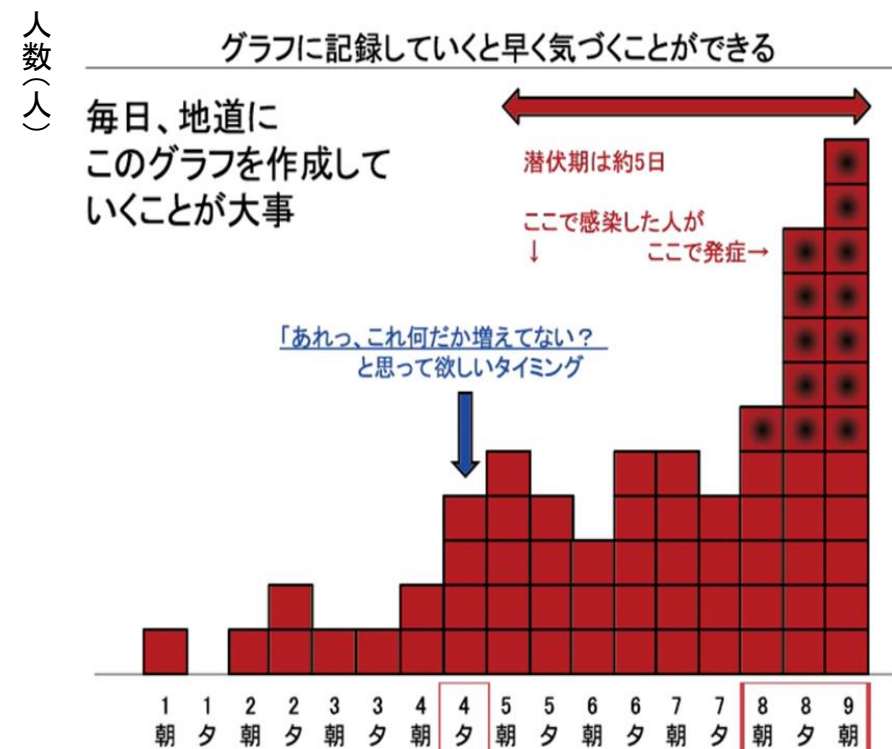
- ▶ 利用者について体温を測り、発熱等の症状が認められる場合は通所等サービスの利用は断る。
- ▶ 職員（介護職員だけでなく、事務、送迎、調理、ボランティア等を含む）についても毎日朝夕体温を記録し、発熱等の症状が認められる場合は出勤しないことを徹底。発熱があった場合は解熱後24時間経過し、呼吸器症状が改善するまで出勤停止。
- ▶ 日常生活から、三密の環境を避けるなど、自分自身の健康管理を励行する。少しでも体調不良があれば休むよう励行する。

感染者発生 の 早期察知

- ▶ 朝晩、全利用者と全職員の熱を測り、37.5℃以上の人数を記録してグラフ化すると、発熱者の増加などの徴候を把握しやすくなる。
- ▶ 健康管理情報を管理する人をあらかじめ決めておく
→ 法人間で人の行き来もあると思われるので、事業所単位だけではなく、法人単位でも集計すると数字の動きが分かることがある。
その情報をもとに、誰が判断を行うかをあらかじめ決めておく

◇新型コロナウイルス感染症の早期発見には
症状が長引くことと、周りへの伝播力が強いことが手掛かり

 毎日の地道な確認が大切！！



消毒の実施

- ▶ 消毒用エタノール→清拭
- ▶ 次亜塩素酸ナトリウム(塩素)→清拭後水拭きし、乾燥させる(用途は限定的、多量使用はNG)

※1 次亜塩素酸ナトリウム液の濃度については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(2019年3月)の88ページの以下の表を参考にすること

対象	消毒方法
手指	・エタノール含有消毒薬:ラビング法(30秒間の刷り込み式) ワイピング法(拭き取り法) ・スクラブ剤による洗浄(消毒薬による30秒間の洗浄と流水)
嘔吐物、排泄物	・嘔吐物や排泄物や吐物で汚染された床は、手袋をして0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。
差し込み便器(ベッドパン)	・熱水消毒器(ベッドパンウォッシャー)で処理(90°C1分間)。 ・洗浄後、0.1%次亜塩素酸ナトリウムで処理(5分間)。
リネン・衣類	・熱水洗濯機(80°C10分間)で処理し、洗浄後乾燥させる。 ・次亜塩素酸ナトリウム(0.05~0.1%)浸漬後、洗濯、乾燥させる。
食器	・自動食器洗浄器(80°C10分間) ・洗剤による洗浄と熱水処理で十分である。
まな板、ふきん	・洗剤で十分洗い、熱水消毒する。 ・次亜塩素酸ナトリウム(0.05~0.1%)に浸漬後、洗浄する。
ドアノブ、便座	・消毒用エタノールで清拭する。
浴槽	・手袋を着用し、洗剤で洗い、温水(熱水)で流し、乾燥させる。
カーテン	・一般に感染の危険性は低い。洗濯する。 ・体液等が付着したときは、次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。

手指には使えない

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】
 ・換気をしてください。
 ・家事用手袋を着用してください。
 ・他の薬品と混ぜないでください。
 ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
 商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) [※] <small>※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10ml (商品付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。</small>
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

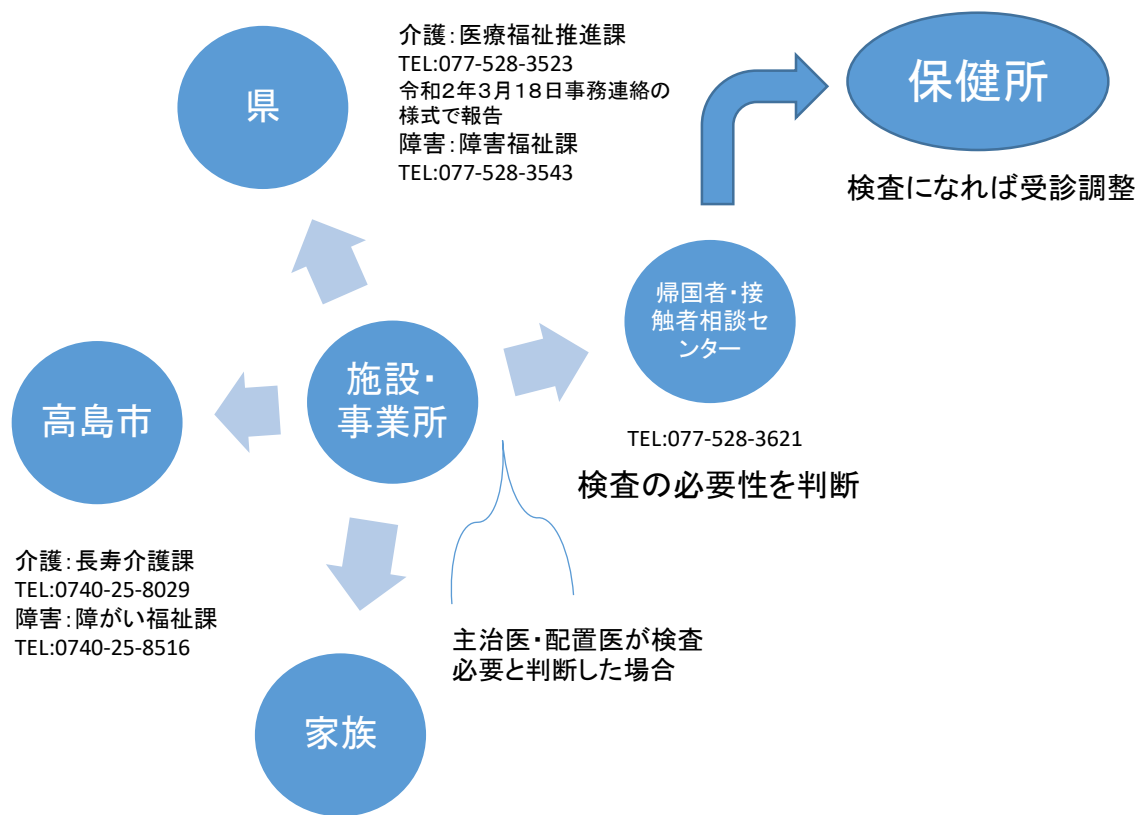
ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)



2、疑い例発生時の対応

◇感染が疑われる者の発生時の対応

(1)情報共有、報告



対応の流れについては以下のとおり

(1)情報共有、報告

当該者が

- ▶ 入所者の場合、(2)濃厚接触者、濃厚接触が疑われる者等への対応(利用者)
- ▶ 居宅サービス利用者の場合、自宅待機していただき、添付「ご家庭内で注意いただきたいこと」をご家族に渡す。
- ▶ 職員の場合、検査結果が出るまで自宅待機

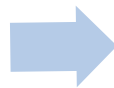
感染者が発生したら

3、感染者発生時の対応

◇濃厚接触が疑われる者の発生時の対応

(1) 情報共有、報告

介護: 医療福祉推進課
TEL:077-528-3523
令和2年3月18日事務連絡の
様式で報告
障害: 障害福祉課
TEL:077-528-3543



地域保健福祉・衛生係
TEL:0740-22-2526



介護: 長寿介護課
TEL:0740-25-8029
障害: 障がい福祉課
TEL:0740-25-8516

対応の流れについては以下のとおり

(1) 情報共有、報告



(2) 濃厚接触者、濃厚接触が疑われる者等への対応(利用者)
または
(3) 濃厚接触が疑われる職員への対応

濃厚接触者が発生したら

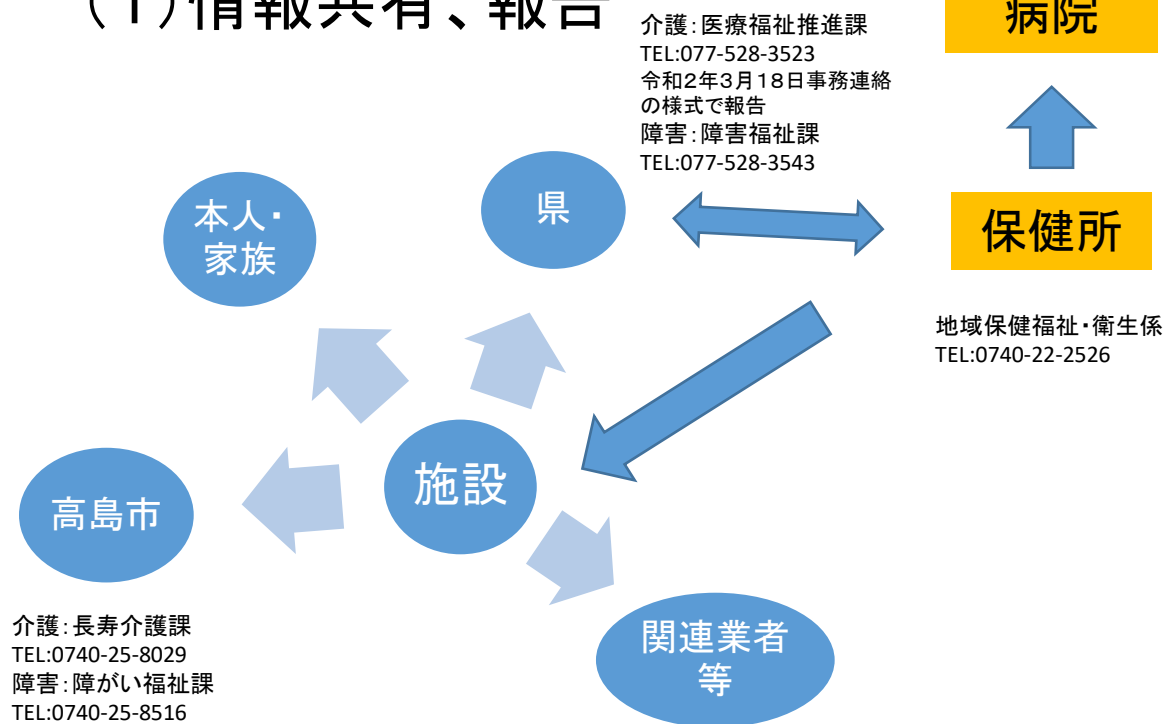


(5) 濃厚接触者の検査、健康観察

3、感染者発生時の対応

◇入所系

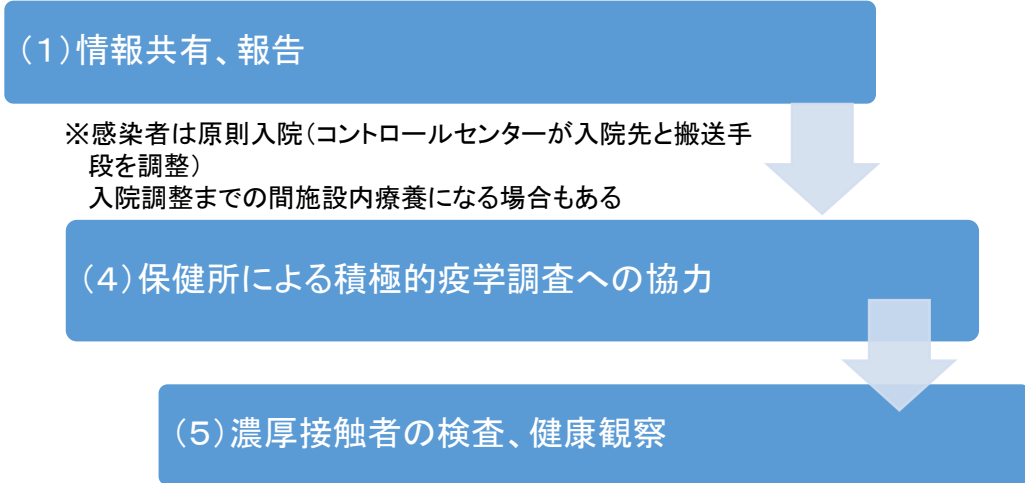
(1) 情報共有、報告



※この他にも周辺住民等からの問い合わせ等があることも考えられるので、対処する職員や応答マニュアル等をあらかじめ決めておく。

検査機関
・衛生科学センター
・PCRセンター
・検査病院

対応の流れは以下のとおり

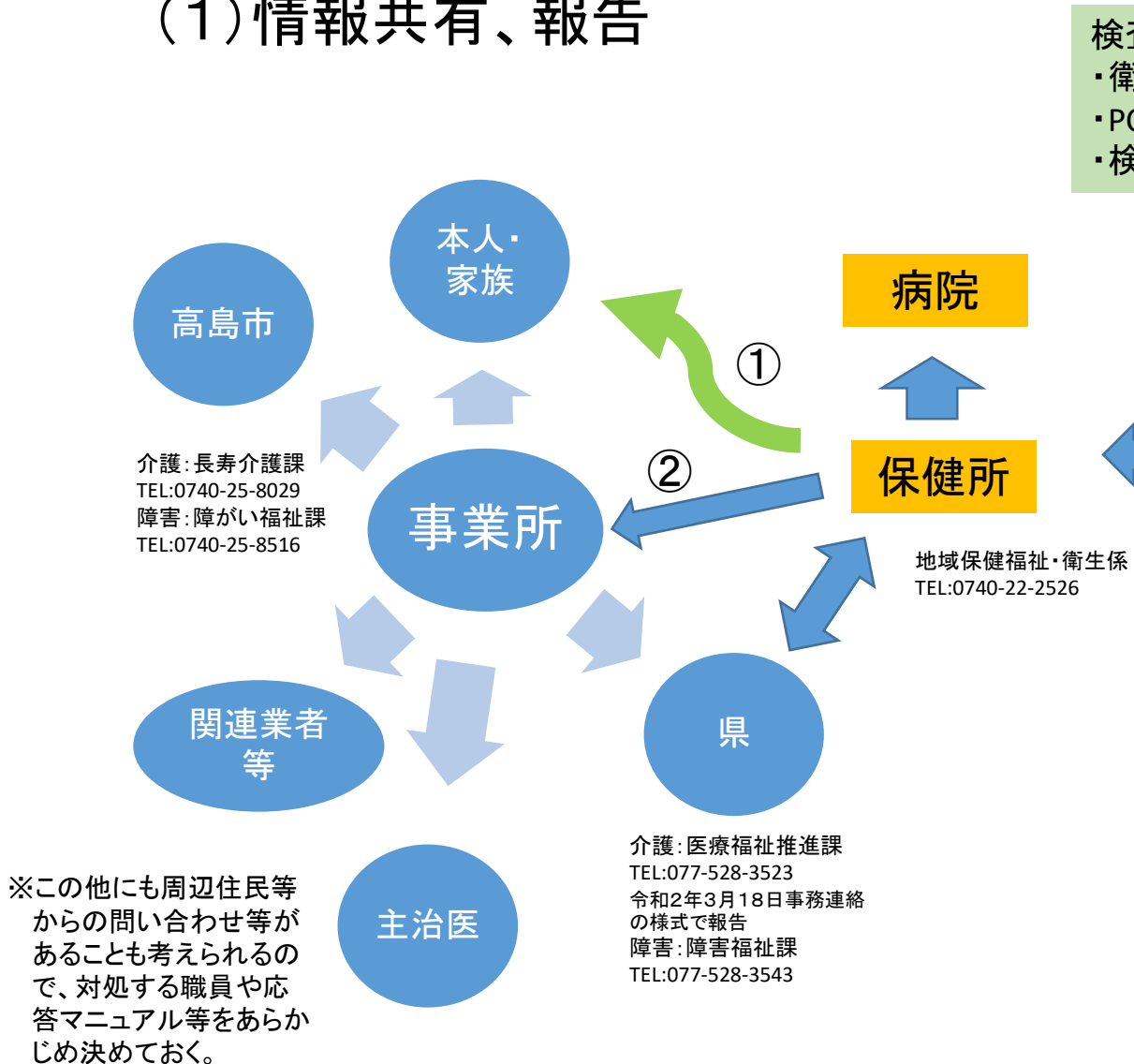


※感染者は原則入院(コントロールセンターが入院先と搬送手段を調整)
入院調整までの間施設内療養になる場合もある

その後、、、
・職員の応援要請
・情報の公表 等

◇通所・訪問系、ケアマネ事業所

(1) 情報共有、報告



対応の流れは以下のとおり

(1) 情報共有、報告

※感染者は原則入院(コントロールセンターが入院先と搬送手段を調整)
入院調整までの間自宅療養になる場合もある

(4) 保健所による積極的疫学調査への協力

(5) 濃厚接触者の検査、健康観察

その後、、、

- ・職員の応援要請
- ・情報の公表
- ・事業所の休業 等

(2) 濃厚接触者、濃厚接触が疑われる者等に対する対応(利用者)

① 入所施設の利用者

- 当該利用者については、原則として個室に移動する。
- 当該利用者とその他の利用者は、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- 当該利用者以外の利用者についても、手洗い等の感染防止のための取組を促す。

② 通所系サービスの利用者

- 当該利用者については、利用の停止(2週間)を依頼し、居宅介護支援事業所等は、家族、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保するよう、担当ケアマネジャーを中心にサービスの継続利用の必要性や、訪問系サービスへの変更を検討する。
- 短期入所利用者においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行う。

③ 訪問系サービスの利用者

- 担当ケアマネジャーを中心に、サービスの継続利用の必要性を検討する。
- サービスを引き続き提供する場合は、利用者、職員関わらず、心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などは感染したときに重篤化するおそれが高いことを理解しておく。
- 当該利用者について、在宅でケアを継続する場合は、添付「ご家庭内で注意いただきたいこと」をご家族に渡す。

各サービス共通の対応

- ケア時には、部屋の換気を1、2時間ごとに5～10分間行う。共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。
- 職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ケアの開始時と終了時
 - 液体石けんを用いた手洗い、消毒用エタノールによる手指消毒
 - ※手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意する。
 - 「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。
- 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。
その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。

(3) 濃厚接触が疑われる職員に対する対応

◇発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合であっても、可能な限りサービス提供を行わないようにする。

→ 保健所による調査で濃厚接触者に当たらないとされた者については、必要以上に行動を制限することがないようにする。

(4) 保健所による積極的疫学調査への協力

▶ 事前準備

- 発症2日前からの接触者リスト
- 利用者のケア記録(体温、症状等がわかるもの)
- 直近の勤務表(2週間以上)
- 施設内に入入りした者(面会者や事業者等の氏名・来訪日時・連絡先)
- 日頃の食事状況(感染予防対策)

等の記録を準備しておく。

▶ 感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い濃厚接触者の特定等に協力する。

濃厚接触者とは、感染者の感染可能期間(※1)に接触した者のうち、

- ①互いにマスクなしで、1m以内の距離で15分以上会話をした相手
- ②感染予防策なしで、皮膚や体液等に触れてケアをした相手、および、感染者と電話や電子カルテ等の機器を共有した相手。
- ③同居あるいは長時間の接触(車内等含む)があった者

※1感染可能期間:発症日より2日前～入院等までの期間

(5) 濃厚接触者の検査、健康観察

- ▶ 「濃厚接触者」に対しては、速やかに陽性者を発見する観点から、全ての濃厚接触者を検査対象とし検査を行う。
- ▶ ただし、無症状者を対象とした検査については、ウイルスが存在しても、どのタイミングで検出出来るかは不明であり、陰性だった場合も感染を否定することにはならないので、「患者(確定例)」の感染可能期間(※1)の最終曝露日から14日間は健康観察
- ▶ 発熱や呼吸器症状、倦怠感等新型コロナウイルス感染症の可能性のある症状が現れた場合、医療機関受診前に、保健所へ連絡
- ▶ 健康観察期間中にある無症状の濃厚接触者は検査対象とはならない。自宅や施設待機などの周囲への感染伝播のリスクを低減させる対策をとった上で、健康観察を行う。

※1感染可能期間:発症日より2日前～入院等までの期間

4、事業所の休業の判断

- ▶ 通所事業所について、保健所が公衆衛生対策の観点から休業の要請を行う場合がある。
- ▶ 保健所からの休業の要請がない段階であっても、感染が疑われる者がいる場合で、事業所の休業を行ったほうがいいのか、判断に迷う場合は、県又は指定権者に相談する。

5、事業所が休業する場合の他の利用者へのサービス提供の検討

- ▶ 事業所が休業する場合については、以下のように考えられる。
 - (1) 当該事業所の利用者の担当ケアマネジャーを中心に、サービスの継続利用の必要性を判断する。
 - (2) サービスの継続利用が必要である利用者については、市や市内の他の事業者により、サービス提供を行う。
 - (3) 指定権者が圏域の事業者団体と連携して、サービス提供の振り替えについて調整を行う。
- ▶ 居宅介護支援事業所においては、通所サービスを利用している方について、あらかじめ(1)について御留意いただくとともに、(3)の対応が必要な場合は、県又は指定権者に相談する。

県内発生クラスターの事例

- ▶ 8月に数十人規模のクラスターが発生

「職員の確保」

そのために、、、

→自分がうつさない

- ・ユニット内や休憩室等が感染の可能性が高い
- ・1ケア1手洗い(手指消毒)の徹底、飛沫を防ぐ

→濃厚接触者にならない

- ・防護具、距離、時間の三原則
- ・部署間のヘルプは極力避ける

「職員の応援」

同法人内が基本だが他からも

→レッドゾーン以外が多い

- ・直接介護の支援
- ・施設内の消毒
- ・物品の運搬、貼り紙等

「問い合わせ対応」

- ・家族や周辺住民、メディアから
- ・知識不足からくる不安や疑問が多い
- ・意外にも？同業者からの苦情が多い
- ・中には心配や励ましの声も



介護職員の方は高齢社会の支えであり希望
正しく恐れ、日頃の感染予防策、起こった時の対応を的確に行い、
この難局を乗り越えましょう！

主な出典一覧

- ▶ 高齢者入所施設における感染拡大防止に向けて(令和2年7月3日県医療福祉推進課開催Web研修会資料)
- ▶ 高齢者施設・事業所の利用者・職員等に新型コロナウイルス感染症の疑いがある者(感染者、濃厚接触者)が発生した時の対応等について(令和2年8月5日事務連絡)
- ▶ 社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について(令和2年2月19日事務連絡)

※本資料についても高島健康福祉事務所(高島保健所)ホームページで掲載予定です。

滋賀県HP → 組織から探す → 健康福祉事務所(高島)

→ 高島健康福祉事務所(高島保健所)のホームページ → 圏域ごとの情報

→ 高島圏域介護・障害施設・事業所における新型コロナウイルス感染症対策セミナー